

第5章 緑のまちづくりに向けて

5-1 計画の推進体制

(1) 市民・事業者との協働による緑のまちづくり

本計画におけるめざすべき緑の姿の実現に向けては、市民・事業者・行政といった多様な主体が互いに連携・協働し、それぞれの特長を活かしながら、緑の保全・創出・活用に取り組むことが重要です。

まちづくりに関する価値観やニーズが多様化する中、より良い都市の実現のために、多くの意見を集約・調整し、合意形成を図りながら施策・事業を推進していくことが求められます。

そのため、市民・事業者・行政はそれぞれの役割を理解した上で、積極的な情報共有を行うなどして連携・協働体制を構築します。

(2) 緑のまちづくりの役割分担

本市の緑のまちづくりを進めるにあたり、各主体の役割を明確にした上で、相互に補い合う緑への取組を推進します。

- 各種団体の保全・緑化活動を継続的に推進します。
- 公園緑地の計画・整備段階から管理・運営に参画します。
- 日常的に公園緑地を楽しく利用します。
- 地域活動団体に市民が参加しやすい体制づくりに努めます。



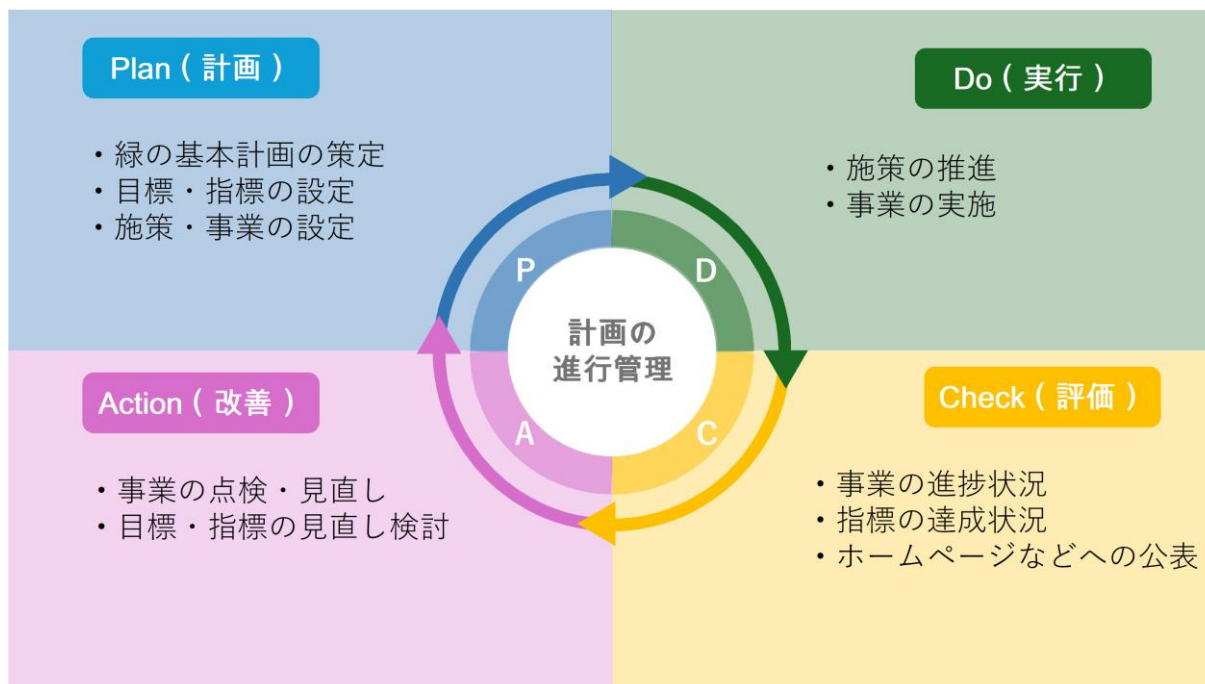
- 循環型社会に対応した緑のまちづくりを推進します。
- 公共施設緑地の整備、維持・充実に努めます。
- 官民連携による公園緑地の活性化を図ります。
- 市民の意見を聴取し、地域ニーズに沿った公園づくりに努めます。
- 緑のまちづくりに関する情報発信を行います。

- 樹木・樹林地の保全や生物の生息環境への配慮に努めます。
- 事業所内の従業員の環境意識の向上に努めます。
- 企業敷地内での緑地整備、緑化推進を図り、緑のまちづくりに寄与します。
- 地域の緑化イベントなどに積極的に参加します。

本計画で定めた基本方針に掲げる具体的な施策・事業については、庁内関係各課との横断的な連携により、効率的で実効性のある施策・事業の実施を推進します。そして、都市計画マスタープランや社会情勢の変化との整合性を図り、多様化する市民ニーズなどに対応するため、PDCA サイクル※による進行管理を行い、柔軟的に計画を推進します。

本計画の「事業の進捗状況」については、市の担当課へのヒアリング等により進捗状況を把握するとともに、「指標の達成状況」については、概ね4年後を目安に中間評価を行います。中間評価では、基本方針に掲げる具体的な施策に対し達成度評価を実施し、計画の目標・指標の達成状況の把握・評価を行います。中間評価時点で、施策の遅れや新たな課題が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

※PDCA サイクルとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことにより、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のことです。



参考資料

(1) 用語の説明

ア行	
あいち森と緑づくり事業	2009年度から導入された「あいち森と緑づくり税」を活用し、手入れが行き届かない人工林の間伐や県民参加による森や緑の保全活動などの取組を推進し、山から街まで緑豊かな愛知の実現をめざす取組。
アダプト・プログラム	一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動（清掃）を行い、行政がこれを支援する制度。
インクルーシブ遊具	障害の有無、言語、国籍、年齢、性別にかかわらず、多様な人々が平等に利用することのできる遊具。
Well-being	身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること。
ウォーカブル	居心地が良く、歩きたくなるという意味。
SDGs	すべての人々にとってより良い、より持続可能な未来を築くために2015年に国連サミットで採択された国際目標。
オープンスペース	都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間。
カ行	
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
かわまちづくり	河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成をめざす取組。
官民連携	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組。
クリーンエネルギー	環境への負荷を最小限に抑える、またはほぼない形で生産されるエネルギーのこと。
公園施設長寿命化計画	地方公共団体等における公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理するもの。
公園DX	DXはデジタルトランスフォーメーションの略語であり、公園の管理運営、来園者体験の向上、データに基づいた持続可能な公園づくりの推進を目的とした取組。
公募設置管理制度 (Park-PFI)	都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度。
サ行	
市街化区域	すでに市街地が形成されている区域及び、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
指定管理者制度	地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。
市民緑地認定制度	地域住民の利用に供するために民間主体が設置した緑地を認定し、管理する制度。
集約型都市構造	生活に必要な諸機能・施設などが住まいの身近にあり、鉄道やバスなどの公共交通が充実し、それらの都市機能の集積地及びその周辺に人口が集積した、効果的で持続可能な都市。
生産緑地法	市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500㎡以上の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る法律。

タ行	
多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
都市計画区域	健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。
都市計画マスタープラン	人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるもの。
都市公園	国営公園や地方公共団体が設置する公園及び緑地で、人々のレクリエーションの空間や都市の防災性などに資する営造物公園。
都市緑地法	都市における緑地の保全や緑化を推進し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律。
ナ行	
ネイチャーポジティブ	日本語で「自然再興」といい、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。
ハ行	
ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象。
ビオトープ	本来その地域にすむ様々な野生生物が生息することができる空間。
包括施設管理制度	複数の公共施設の維持管理業務を包括的に民間事業者に委託することによって、統一した考え方による適切な維持保全を実現するための維持管理制度。
防災・減災	防災とは、災害による被害を防ぐための備え。 減災とは、ある程度の被害を想定した上で、その被害を最小限に抑えるための備え。
ポケットパーク	中高層のビル街や団地の一角に作られた小さな公園。わずかな土地を有効利用して都市環境を良くしようとするもの。
マ行	
まちづくり GX(緑地の保全及び緑化の推進)	「気候変動への対応」や「生物多様性の確保」に加え、「Well-beingの向上」の社会的要請に対応するため、これらに対して大きな役割を有している都市緑地の多様な機能の発揮を図るための取組。
緑のカーテン	つる性植物を日差しを遮り、差し込む窓の外側に植え付け、カーテン状に育てたもの。
みどりの少年団	次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体。
ヤ行	
遊休農地	現状で耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地。
ラ行	
緑化重点地区	当該市町村の緑地の状況を勘案し、緑に関する施策を重点的かつ先導的に展開する地区。
緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度	地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができる。
緑被率	対象とする区域が樹林地、農地、草地、竹林などの緑に覆われている面積の割合。
レンタサイクル	ホテルや公共施設などで自転車を貸し出し、観光や食事、買い物などの際に自転車で移動できるようにする施策。

(2) 計画の策定体制と策定経過

①策定体制

清須市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に基づき、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画という。」）を策定するため、清須市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会という。」）を設置し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について総合的調整を行う。

- (1) 緑の基本計画の策定に関すること。
- (2) 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、緑の基本計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内とし、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された日から緑の基本計画の策定が完了するまで日までとする。

- 2 委員が欠けたときは、前条各号の区分により補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は事故その他やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承諾を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(委員の報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年清須市条例第42号）に定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行後、初めて開かれる会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成30年3月30日告示第8号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

清須市緑の基本計画策定委員会委員名簿（敬称略）

No.	区 分	氏 名	所属団体等	備 考
1	1号	千頭 聡	日本福祉大学 特任教授	学識経験者
2	2号	山田 宗宏	清須市商工会 会長	産業関係団体の代表者
3	2号	中西 奈美	清須企業懇話会 代表幹事 (株式会社明電舎名古屋事業所 名古屋事業所長)	産業関係団体の代表者
4	2号	後藤 鈴明	清須市観光協会 会長	市内の公共的団体の役員又は職員
5	2号	伊藤 正敏	清須市都市計画審議会及び 清須市農業委員会 委員	都市計画審議会及び 農業委員会 委員
6	2号	松岡 繁紀	清須市アダプト・プログラム団体 代表 (青空の会・土田黄金の会)	市内の公共的団体の役員又は職員
7	2号	小出 美佐子	清須市子ども会連絡協議会 常任顧問	市内の公共的団体の役員又は職員
8	3号	本間 一司	国土交通省中部地方整備局 庄内川河川事務所 流域治水課 課長	行政機関の代表者
9	3号	湯浅 健司	愛知県都市・交通局都市基盤部 公園緑地課 課長	行政機関の代表者
10	3号	水谷 由紀子	愛知県尾張建設事務所 都市施設整備課 課長	行政機関の代表者

②策定経過

No.	日 時	議 題
第1回	2025（令和7）年 8月6日（水） 14：00～16：00	1）緑の基本計画とは 2）清須市の緑の現況と課題 3）緑のまちづくりに向けて
第2回	2025（令和7）年 10月14日（火） 10：00～12：00	1）前回意見の振り返り 2）緑の将来像について 3）計画の目標について 4）緑に関する施策について
第3回	2025（令和7）年 12月12日（金） 14：00～16：00	1）策定委員会の意見への対応について 2）緑の基本計画（素案）の確認 3）計画の進行管理について
【パブリック・コメント】 2025（令和7）年12月22日～2026（令和8）年1月30日		
第4回	2026（令和8）年 2月10日（火） 14：00～16：00	1）パブリック・コメントの実施結果 2）緑の基本計画（案）の確認 3）緑の基本計画【概要版】（案）の確認
【都市計画審議会】 2026（令和8）年3月6日（金）		
【計画公表】 2026（令和8）年3月31日（火）		



清須市緑の基本計画 2026 ▶ 2034

清須市建設部都市計画課 2026年3月発行
問合せ：052-400-2911（代表）